

全国一律最低賃金制度の実現を求める意見書(案)

ひと握りの大企業が巨大な利益を上げ、株主配当と内部留保を拡大する一方で、圧倒的多数の働く人々の生活は苦しくなる一方である。非正規雇用労働者は、全労働者の4割に及び、年収300万円未満で働く人は、全労働者の6割近くに達している。そのため個人消費が落ち込み、少子化、人口減少が全国的に広がり、日本の経済・社会に深刻な影響を落としている。

この問題の解決には、8時間働けば、だれでもどこでも、人間らしく、ふつうに暮らせる賃金水準に底上げする必要がある。アメリカでは、ファーストフードで働く人たちが時給15ドルを求める運動に立ち上がり、大統領候補の選挙公約にまでなり、全米各地で具体的な賃金の引き上げが実現されている。日本でもできないはずはない。

日本の最低賃金は、2018年10月の改定では、最高（東京：985円）と最低（鹿児島：761円）で、時給224円という3割近い格差があり、その差は毎年拡大している。一人の労働者が自立して人間らしく暮らすには、全国どこでも月額22～25万円（時間給1,500円程度）が必要であり、都市部と地方での最低生活費の差はほとんどない。賃金格差によって、労働者は仕事と豊かさを求めて都市部に流出していく。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済はますます疲弊し、逆に都市部では労働人口が増えて賃金が上がりにくくなる。こうした実態を改善するには、格差をなくすように全国一律最低賃金の制度をつくる必要がある。

そのためにも、地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業所に最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置が必要である。

よって、政府におかれては、すべての働く人に人間らしい生活を保障するため、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

1. 最低賃金法を改正し、生計費原則に基づく「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小企業・小規模事業所への特別補助を行うとともに、単価の不当な切り下げや大企業の下請いじめを正すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(日本共産党)

衆議院議長
参議院議長
総理大臣
財務大臣 各宛